

## 令和8(2026)年度みよしブランド「みよ推し」認定公募要領

### 1 趣旨

この要領は、みよしブランド「みよ推し」の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

みよし市では、みよし市の優れた特産品をみよしブランド「みよ推し」として認定し、市の価値向上と地域経済の活性化に取り組んでいます。

この認定制度は、みよし市で生産、加工されたものの市内外への認知度拡大と消費促進をするために、農水産物、加工食品等の申請を募集・評価し、認定します。

### 3 対象カテゴリ及び申請方法

#### (1) 対象カテゴリ

みよしブランド「みよ推し」の認定対象となる特産品（以下「認定対象特産品」という。）は、次の①～③のうちみよし市で生産されたものとしします。

- ① 農水産品
- ② 農畜産品
- ③ 加工食品

#### (2) 申請方法

次のア、イのいずれかの申請とします

ア 本人申請 認定対象特産品の当事者であり、市内に事業所又は住所を有する者で認定を受けようとするものが申請します。

イ 推薦申請 認定対象特産品の当事者以外の者が当該認定対象特産品を認定すべきものとして申請します。

※推薦申請を行う場合は、あらかじめ認定対象特産品の当事者の同意を得なければなりません。

### 4 認定区分

| 認定区分        |  |
|-------------|--|
| みよ推しPremium | みよし市で生産・加工されたもので、他の同一作物等と比較し、糖度や栄養価などの品質が高いことや希少性が高いことが根拠資料等で確認ができるものや希少品種作物など |
| みよ推し        | みよし市で生産された作物やみよし市産の作物等を使用し加工されたものなど  |

### 5 認定対象特産品の認定

#### (1) 評価方法

認定対象特産品の認定は、認定委員会による評価結果を踏まえ、認定基準を満たしたのから認定を行います。

#### (2) 評価の手順

##### ア 形式要件の確認

担当課において、申請資格や申請内容に関する形式要件の確認を行います。

## イ 認定委員会による評価

みよし市市民経済部で組織する認定委員会において次号の評価基準に基づいて認定対象特産品の評価を行います。

※評価のために必要に応じて特産品の提供を求める場合があります。この場合、特産品の提供にかかる費用は認定対象特産品の当事者が負担するものとします。

### (3) 評価基準

#### ア 「みよ推し」・「みよ推しPremium」共通項目

##### (ア) 食味

実食にて評価します。

##### (イ) 地域性（みよし市らしさ）

生産・加工場所、原材料の産地など、みよし市との結びつきが強いかが評価します。

#### イ 「みよ推しPremium」独自項目

##### (ア) 希少性・先進性

類似品と比較し、個性や特長、付加価値などの独自性や希少価値（希少品種の栽培など）、または先進的な取り組みが含まれているかが評価します。

##### (イ) 品質性・安全性

品質の維持向上の取組、または客観的な品質データ（糖度・栄養価等）が優れているか、農薬・栽培管理など一定の基準を設け管理されているかを評価します。

### (4) 評価結果

ア 応募があった認定対象特産品のうち、認定基準を満たしたのから順次認定を行い、みよしブランド「みよ推し」認定審査結果通知書（様式第3号）にて通知します。

イ 認定を受けた者に対し「みよしブランド『みよ推し』エンブレム」の使用を許可します。

### (5) 公表

認定された認定特産品については、みよし市HPにて公表します。

## 6 応募方法

### (1) 提出書類

公募期間内に、みよしブランド「みよ推し」認定申請書（様式第1号）、みよしブランド「みよ推し」認定調書（様式第2号）、添付書類を添えて、みよし市役所市民経済部産業振興課に持参してください。

### (2) 公募期間

令和8(2026)年4月14日（火）から令和9(2027)年3月31日（水）まで

## 7 みよしブランド「みよ推し」の認定期間

(1) 認定期間は、認定を決定した日が属する年度から3年間とします。

※認定を受ける要件又は資格を失ったときや、公序良俗に反した場合等は認定を取り消すことがあります。

(2) 認定期間の満了により、認定が終了する認定特産品を再び認定特産品として認定を受けようとするときは、認定期間の終期までに新たに認定申請の手続きをしなければなりません。

※この場合、添付書類を省略できる場合があります。

## 8 認定を受けた者の責務

- (1) 認定を受けた者は、認定特産品の宣伝活動を積極的に行うとともに、その質の向上に努めなければなりません。
- (2) 認定に関して発生したいかなる損害および損失に対して問題が生じたときは、認定を受けた者が自ら責任を持って問題の解決にあたらなければなりません。

## 9 問合せ及び申請書提出先

みよし市役所市民経済部産業振興課

みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-32-8015

ファクシミリ 0561-34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp